

No. 325

全仏

1/62

1987年新春

本年は全仏30周年



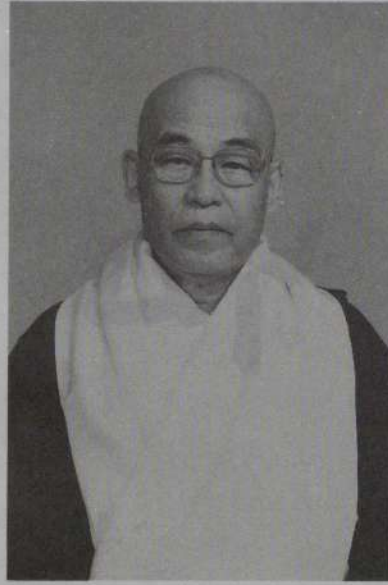
雑踏の中の子供 カトマンズにて

全日本仏教会

昭和62年1月1日

全仏三十周年の 新年に当って

全日本仏教会会長 阿部野 竜正



阿部野竜正会長

全仏の組織は、それぞれ組織の個性が尊重され自立している所にそのよさの一つがあると思いますが、会がつくられている以上は会としての協和の強化がより望まれるのではないかと

丁卯の新春
あけまして
おめでとうございます。

全日本仏教会は本年創立三十周年を迎えます。

今年の干支に因んで言いますならば、三十周年にして、尚創立当初の初心にかえり、まさに「脱兎の如く」敏捷適格に諸事に亘って邁進しなければなるまいと思

思います。

仏教の教への根本である「慈悲」の精神に立つことよって、二十一世紀の世界の指導原理は、まさに仏教であるとの信念を一層たかめ、全仏の底力を更に強く世に浸透せしめて、一致協力以て濟世利人の方途を押し進めてゆかなければならないと思

います。新春に当り、会員諸大徳諸賢の益々のご健勝ご活躍を祈念してやみません。

合掌

謹賀新年

財団法人

全日本仏教会

会長

阿部野竜正 (高野山真言宗管長)

副会長

小峰 順誉 (真言宗智山派管長)

渋谷 有教 (真宗仏光寺派門主)

足立 大進 (臨濟宗円覚寺派管長)

麻生 文雄 (真言宗醍醐派管長)

北河原公典 (華嚴宗管長)

大橋 覚阿 (徳島県仏教会名誉会長)

山本 道隆 (埼玉県佛教会会長)

山本 杉 (全日本仏教婦人連盟理事)

理事長

若槻 修道 (曹洞宗)

常務理事

朝日 泰峯 (曹洞宗)

小田原利仁 同

渡辺 静波 (浄土真宗本願寺派)

寺田 義淳 同

古賀 制二 (真宗大谷派)

理事

加藤 海晃 (日蓮宗)

安藤 正晃 (孝道教団)

森田 禅朗 (和宗)

塩入 亮達 (聖観音宗)

長谷川 霊信 (念法真教)

昭和62年1月1日

全一仏教運動の
さらなる発展を

全日本仏教会理事長 若槻 修道



若槻修道理事長

謹んで新年を慶賀申し上げます。皆様方のかわらぬご健勝を、心からお喜び申し上げます。

本年は全日本仏教会が財団法人として発足し、三十年目という記念すべき年に当たります。まだ戦後の荒廃から我が国が復興する途上にあつた昭和二十年代の後半、全一仏教運動という理想の旗の元に、多くの仏教者が参集して本会は結成されました。

その後昭和三十二年、活動内容の高い公益性により、財団法人の認証を受けた

推進、ルンビニ一國復興等、連合体でなければ実施がはなはだ困難な事業に、積極的に取り組んでおります。

これもひとえに加盟団体の皆様方の、長年にわたるお力添えの賜物と深く感謝申し上げます。この記念すべき年にふさわしい諸行事も計画されておりますが、本会がこれを契機に、さらに大きく発展するよう努力を重ねていく所存でありますことを、年頭にあたりお誓い申し上げます。

のであります。

爾来三十年、伝統仏教界における唯一の連合体として全一仏教運動を推進、激変する昭和史に大きな足跡を残してきました。

特に今日では、ご周知の通り、

財務対策、同和

事務総局

- 東京都港区芝公園四一七—四
〒150 ○三(四三七)九二七五
- 事務総長 野口 善雄
総務部長 川島 宏之
財務部長 石川 浩徳
同和推進部長 大山 義信
社会部長 齋藤 明聖
国際文化部長 杜多 茂夫
総務部次長 野生司祐宏
財務部次長 瀬戸 隆海

監事

- 高橋 法雄 同
武田 奮彦(浄土宗)
長瀬 貫公(日蓮宗)
近藤 説巖(高野山真言宗)
竹中 玄鼎(臨済宗妙心寺派)
高野 一能(真言宗智山派)
吉田 俊誉(真言宗豊山派)
岩崎 宗秀(東京都仏教連合会)
- 板垣 隆寛(山形県仏教会)
土持 良栄(千葉県仏教会)
江連 俊則(埼玉県佛教会)
福永 隆昭(神奈川県仏教会)
勸山 弘(静岡県仏教会)
宇佐美諦練(愛知県仏教会)
橘 感月(岐阜県仏教会)
鈴木 龍珠(大阪府仏教会)
林 恵智子(全日本仏教婦人連盟)
- 横山 尚空(臨済宗妙心寺派)
市原 孝寿(天台宗)
白川 謙敬(東京都仏教連合会)

関西事務局

- 同和推進部次長 神代 紹文
社会部次長 上田 則夫
国際文化部次長 小峰 立丸
主事 菅野 孝江
主事 水野 和子
- 京都市東山区林下町四百
浄土宗総本山知恩院内
〒605 ○七五(五三二)二二二一
事務総長 中野玄光
他 職員一同

第六回同和研修会開く

知恩院・
和順会館

百五十名が参加

第六回同和研修会が、去る十一月九、十日両日、京都の浄土宗総本山知恩院内和順会館を会場として開催された。「仏教徒の行動——自らの部落差別の事実にせまる——」をテーマに、三十五の宗派、都道府県仏教会、団体から約百五十名が参加して研修を行った。

沖浦教授が基調講演

次に、蓮池瑞旭同和副委員長が、二日間わたる研修会についてオリエンテーションを行った。



挨拶する北角同和委員長

シオンを行った。

〈基調講演〉

午後二時から約二時間にわたり、桃山学院大学教授の沖浦和光先生が、「仏教における身分差別の観念——業と種姓をめぐって」と題して基調講演を行った。

先生は、西洋・東洋にかかわる深い学

識とインド各地を巡った豊富な経験をもとに、根本的な差別の観念について分析しながら被差別部落の具体的な生活をも感じさせる事柄を折りませて講演され、特に世界を問わず被差別部落の人々が、文化的にいかに創造的な役割を果してきたかに着目されたことは、注目された。講演はレジュメにしたがって進み、I、身分差別を思想的に基礎づける宿業観念（業報と輪廻）、II、国家による権力支配の体制化—身分制度の社会的構造化、III、業報・輪廻思想と部落差別、IV、インドにおける〈業〉と〈輪廻〉の思想史、V、根本仏教の立場—ブツダはどう考えたか、VI、宗教者の担うべき課題、について詳しく講演。

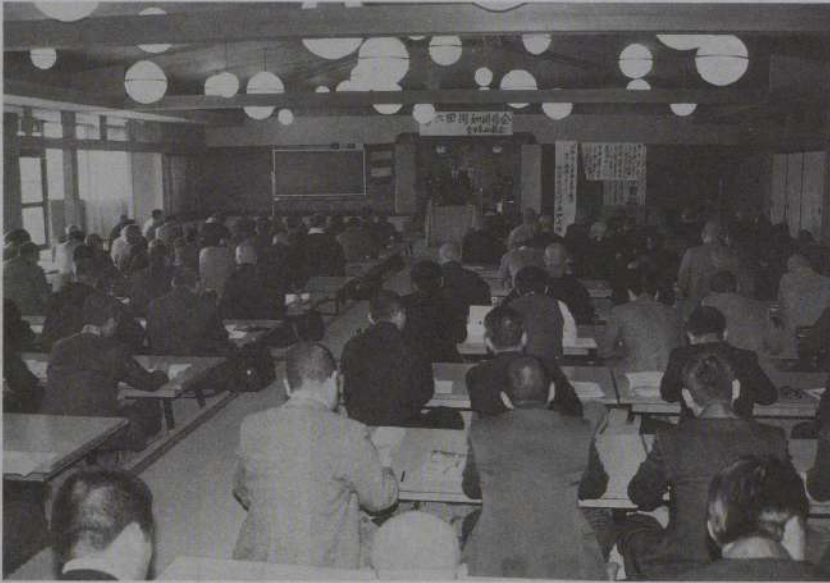
身分というものは権力支配の側からつくられたものであり、それに宗教が巧みに利用されてきた。業が輪廻の思想と結びつき、差別をうける必然性を認めざる論理となってきた。

しかし釈尊は、そうした出自・種姓によるカースト制に対する正面からの批判を行ったのであり、今日私たちがこの仏陀の根本精神をこそ思いおこし、その歩みに学ぶべきではなからうか、と講演をまとめた。

〈分散会〉

午後四時四十五分から夕食をはさんで八時四十五分まで、参加者は五つに分かれて分散会を持った。各分散会とも、基調講演をうけて卒直に意見を交換した。

翌日、午前六時起床、知恩院御影堂にておつとめ、朝食後午前八時三十分から



熱心にメモを取る会場を埋めた研修参加者たち

学習会を開始した。

〈学習会〉

差別戒(法)名の問題は、過去の問題ではなく現在も身元調査などに利用されるきわめて今日的な課題である。それ故いくつかの教団では、これを緊要な課題としてその実態把握のための調査を既に実施し、差別戒(法)名の改正作業も進めている。

そこで本会の同和委員会は、今後こ



基調講演をする沖浦先生

うした取り組みが全体のものとなることを願って、このたび曹洞宗人権擁護推進本部事務局長の伊藤俊彦師(全仏同和委員)より、差別戒(法)名について、報告をうけ学習することにした。

師は、資料をもとにまず被差別部落の墓地の形態、過去帳・墓石にみられる差別事象について、中間報告として説明。直接的な差別表記によって記載されているものの例、本来は差別的意味を持たな

いが当該寺院における同地域、同時代の一般檀信徒と比較した場合差別事象となるものの例を詳細に示した。

次に、寺院の過去帳、墓石、位牌および在家過去帳の取り扱い、改正の要領について報告。最終的には各末寺の住職の自覚と責任性が不可決であることを強くうったえた。

〈全体会議〉

午前十時から、同和委員の橘了法師の司会のもと、最初に各分散会の報告をうけ、全体会議を行った。

はじめにこうした研修会に参加した人が多く、基調講演によって根本的な差別の観念ということに関してはよく理解できたが、日本における業論について掘り下げ、今後我々の担うべき課題を明確にするまでにはいたらなかった。

無我の教えであるはずの仏教が、有我になっけないか、自らを依りどころとするという釈尊の教説の本質を忘れて他のものに随順していくものとして業論を



学習会で報告をする伊藤師

説いてきたのではないか。

業に取り組む営みこそが、祖師に帰ることではないか。

その他「同対審答申」、「基本法」等について話し合われたことが、各分散会の座長から報告された。

これをうけて橘師は、世俗の論理に妥協していく我々一人ひとりが、この研修会で問われている。自己の分別心が問題とならない研修会であってはならない、と問題提起をした。

〈全体確認〉

午前十一時から鷺山諦住同和委員によって全体確認が行なわれた。

同宗連の第1回部落解放基礎講座

鎌倉の円覚寺会館で開く

同宗連(同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議)主催の第一回部落解放基礎講座が、昨年十一月二十一、二十二日の両日にわたって、鎌倉市の臨済宗円覚寺派総本山円覚寺内円覚寺会館において開催された。

過去十回にわたって同和研修会を行なっているが、研修内容が「難しい」という意見が聞かれることや、また各教団の担

鷺山師は、部落問題は人間のいのちの問題である。潜在している差別の一つ一つに気づき、差別を生み出す教団の土壌、自分自身の体質を追求し、告発し、お互いにこの問題について理解を深めていってほしい。

部落差別の解消は、人間を解放していくことであり、そこにこそ求道者としての姿がある、と結論づけた。

〈閉会式〉

午前十一時三十分より閉会式に移り、中島義親同和委員が同和委員を代表して挨拶。二日間にわたる研修会を終了した。

当者だけでなくより広い参加者を募ろうというところで、この「基礎講座」が企画されたものである。

会場は全国三ヶ所に設置され、中国、四国、九州地区は福岡県の善隣会本部、近畿、中部、北陸地区は大阪府の大念仏寺会館、そして関東地区は円覚寺会館が会場となった。

それぞれの開催日はずらして行われ、研修スケジュールは三会場とも同じ。三つの講義(①「部落差別の歴史」蓮池瑞旭師 ②「宗教と部落差別」門馬幸夫師)③「現代における部落差別」泉十次師)と分散会によって構成された。

円覚寺会館の基礎講座では、神奈川県を中心として約五十名が参加。全仏からは瀬戸財務部次長と上田社会部次長が参加した。

日宗連 自民党と懇談会

宗教法人税制改正をめぐって

十二月十六日午前八時より自由民主党本部において、日本宗教連盟（全日本仏教会・教派神道連合会・日本キリスト教連合会・神社本庁・新日本宗教団体連合会）と自由民主党国会議員との宗教と税制に関する懇談会が開催された。

午前八時という早朝にもかかわらず、日宗連側からは三十五名が出席（そのうち全日本仏教会から二十二名）。自民党か



司会の田沢氏

らは、村山達雄税制調査会会長代理をはじめ十四名の国会議員が出席し、政務調査会文教部会宗教法人等担当主査の田沢智治参議院議員の司会によって会が進められた。

瓦力自民党全国組織委員会委員長の開会の辞に続いて、日宗連理事長の亀谷荘司氏（日本キリスト教連合会）があいさつ。

次いで、若槻修道全仏理事長が日宗連の税制改正に対する要望書にもとづき次の二項目を要望した。

- (一)金融資産収益に係る非課税措置の維持
- 宗教法人の非収益事業に係る利子所得等の金融資産収益についての所得税は非課税とされているが、これを維持する。
- (二)収益事業に係る軽減税率の維持等

説明する村山税制調査会会長代理



宗教法人の収益事業から生じた所得に対する法人税率は、株式会社等の

普通法人に対する法人税率より低い軽減税率が適用されているが、これを維持する。また、収益事業の範囲の拡大を行わない。

その後、日宗連加盟団体それぞれの代表者があいさつにたち、自民党税制調査会に対して要望を述べた。

これらの日宗連側の要望を受けて、村山達雄税制調査会会長代理が、税調の歴史的経過と、現段階での税制改正上の問題を詳しく説明した。更に、議員諸氏のあいさつ、質疑応答などが行われ、午前九時過ぎに閉会した。短時間ではあったが、充実かつ意義深い会合となった。

かえりみれば、此度の税制改正は、シヤープ勧告以来の税制の抜本改正という動向の中で、宗教法人への大幅な課税が懸念されていた。そこで全日本仏教会では、日宗連を通じて既に昨年よりこの問題に対処してきた。殊に十月に入ってから、十月二十四日に宗教法人担当国会議員との税制に関する研究会（自民党本部）、同二十七日に昭和六十一年度包括宗教法人管理等研究協議会打合せ（文化庁）、同二十八日に中村靖自民党税制調査会文教部会長との懇談（自民党本部）、十一月十二日には税制に関する会合（山岡賢次参議院議員事務所）と、都合四回にわたって会合を重ねてきたが、今回の懇談会は、これら一連の折衝の総仕上げであったといえよう。

全日本仏教会と自民党からの出席者は次の通りである。（順不同・敬称略）

（自民党）

- | | |
|----------|----------------|
| 村山 達雄 | 津島 雄二 |
| 瓦 力 | 塩崎 潤 |
| 田邊 國男 | 原田 憲 |
| 武藤 嘉文 | 岩動 道行 |
| 井上 吉夫 | 加藤 武徳 |
| 鳴崎 均 | 奥田 幹生 |
| 山岡 賢次 | 田沢 智治 |
| （全日本仏教会） | |
| 若槻 修道 | 全仏理事長 |
| 桑原 眉尊 | 曹洞宗宗務総長 |
| 小田原利仁 | 曹洞宗総務部長 |
| 武野 以徳 | 浄土真宗本願寺派財務担当総務 |
| 古賀 制二 | 真宗大谷派宗務総長 |
| 川井 匡俊 | 浄土宗財務局長 |
| 長瀬 貫公 | 日蓮宗宗務総長 |
| 加藤 海晃 | 日蓮宗宗務副総長 |
| 寿山 良知 | 高野山真言宗総務部長 |
| 北川 智城 | 高野山真言宗財務部長代理 |
| 竹中 玄鼎 | 臨濟宗妙心寺派宗務総長 |
| 長沢 徳純 | 天台宗東京出張所長 |
| 高野 一能 | 真言宗智山派宗務総長 |
| 杉本 亮一 | 真言宗豊山派財務部長 |
| 野口 善雄 | 全仏事務総長 |
| 川島 宏之 | 全仏総務部長 |
| 石川 浩徳 | 全仏財務部長 |
| 大山 義信 | 全仏同和推進部長 |
| 齋藤 明聖 | 全仏社会部長 |
| 野生司 祐宏 | 全仏総務部次長 |
| 瀬戸 隆海 | 全仏財務部次長 |
| 上田 則夫 | 全仏社会部次長 |

年 新 賀 謹

曹洞宗宗務庁

管 長 梅 田 信 隆

宗務総長 桑 原 眉 尊

参 議 田 辺 哲 崖

参 議 岡 田 巳 成

教学部長 楢 山 大 典

財政部長 朝 日 泰 峯

総務部長 小 田 原 利 仁

人事部長 伊 藤 盛 熙

伝道部長 村 井 禅 祐

出版部長 服 部 栄 隆

教化部長 多 羅 尾 道 春

東京都港区芝二一五一二
〒105 〇三(四五四)五四一

浄土真宗本願寺派

門 主 大 谷 光 真

総 務 長 渡 辺 静 波

総 務 藤 音 晃 祐

同 黒 山 秀 行

同 武 野 以 徳

同 酒 生 文 彦

同 篁 昭 観

京都市下京区堀川通花屋町下ル
本願寺門前町
〒600 〇七五(三七七)五一八一

真宗大谷派

宗務総長 古 賀 制 二

参 務 本 間 義 博

同 恵 美 龍 川

同 山 崎 順 正

同 不 破 仁

同 熊 谷 宗 恵

京都市下京区烏丸通七条上ル
常葉町七五四
〒600 〇七五(三七七)九一八一

聖観音宗

金 龍 山 浅 草 寺

代表役員 大 森 亮 雅

東京都台東区浅草二一三一
〒111 〇三(八四一)〇一八一

孝道教団

統 理 岡 野 正 貫

副 統 理 岡 野 鄰 子

横浜市神奈川区鳥越三八
〒221 〇四五(四三三)二二〇一

年 新 賀 謹

浄土宗宗務庁

浄土門主 藤井實應
 宗務総長 武田喬彦
 宗務局長 小口輝雄
 教務局長 大田秀三
 財務局長 川井匡俊
 社会局長 牧達雄
 同和推進事務局長 齊藤价洲
 所東京事務局長 国友俊雄
 総長公室長 蓮池瑞旭
 同和推進事務局参与

京都市東山区林下町四〇〇
 〒605 〇七五(五二五)二二〇〇
 (東京事務所)
 東京都港区芝公園四一七一四
 〒105 〇三二(四三六)三三五一

日蓮宗宗務院

管長 金子日威
 宗務総長 長瀬貫公
 宗務副総長 加藤海晃
 綜画部長 富田義董
 庶務部長 神部鍊紳
 財務部長 浅井玄裕
 教務部長 米田淳雄
 護道部長 山本龍雄
 現代宗教研究 所長 長谷川正徳
 参与 豊田通證
 参与 岡田法順
 日蓮宗新聞社社長 豊田英世

東京都大田区池上一一三二一五
 〒146 〇三二(七五一)七七八一

総本山金剛峯寺 高野山真言宗宗務所

座主 阿部野竜正
 執行総長 近藤説巖
 宗務部長 行 寿山良知
 総務部長 行 佐伯仁経
 教務部長 行 民岡哲雄
 財務部長 行 山口耕栄
 法會部長 行 山 口 耕 栄
 執林部長 行 豊田高韶
 同和局長 近藤 覚 玄
 御遠忌紀要編纂局長 北川智城

和歌山県伊都郡高野山
 〒648-02 〇七三六(五六)二〇一一
 (高野山東京別院)
 主 監 橋爪良恒
 弘法大師奉賛会 柴田弘仁
 事務局局長 柴田弘仁
 東京都港区高輪三一五一八
 〒108 〇三二(四四一)三三三三八

浄土宗 西山深草派宗務所

総本山誓願寺法主 櫻間観利
 宗務総長 鵜飼慶範
 宗務所職員 一 同

京都市中京区新京極桜之町
 四五三
 〒604 〇七四(三二一)〇九五八

総本山仁和寺 真言宗御室派宗務所

管門 長跡 小林隆仁

執行総長 吉田裕信
 宗務総長 吉田裕信
 京都市右京区御室大内三三三
 〒616 〇七五(四六一)一一五五

年 新 賀 謹

臨濟宗妙心寺派
 宗務本所

管 長 倉 内 松 堂

宗務總長 竹 中 玄 鼎

總務部長 橫 山 尚 空

教學部長 中 島 義 觀

財務部長 瑞 岩 宗 園

花園會長 馬 場 義 光

法務部長 古 田 宗 忠

京都市右京区花園妙心寺町
 〒615 〇七五(四六三)三二二

真言宗智山派宗務所
 総本山智積院法務所

管 主 長 小 峰 順 譽

宗務總長 高 野 一 能

總務部長 石 川 良 泰

教學部長 小 峰 一 允

教化部長 上 野 照 法

法務部長 大 森 龍 澄

財務部長 岡 本 實 良

出張所長 花 木 義 光
 別院執事

京都市東山区東山七条下ル
 東瓦町九六四
 〒605 〇七五(五四一)五三六一二
 七八九七

顕本法華宗

管 長 吉 田 日 康

宗務總長 河 野 時 中

宗 務 院 一 同

京都市左京区岩倉幡枝町九一
 妙満寺
 〒606 〇七五(七九一)七一七一

臨濟宗東福寺派

宗務總長 岡 平 篤 道

京都市東山区本町一五
 東福寺派宗務本所
 〒605 〇七五(五三三)五二〇七
 愛媛県今治市四村一六三
 佛城寺
 〒794 〇八九八(三三)七七二二

本門佛立宗
 本山宥清寺

講 有 西 村 日 地

宗務總長 長 谷 川 日 序

京都市上京区御前通一条上ル
 東堅町一一〇
 〒602 〇七五(四六一)二一六六

真言宗普通寺派宗務庁
 総本山普通寺

管 主 長 蓮 生 善 隆

宗務總長 阿 部 本 宣

總 務 山 地 善 真

香川県普通寺市普通寺町
 三三三一一
 〒765 〇八七七(六二)〇一一一

年 新 賀 謹

真言宗豊山派宗務所

管 長 勝 又 俊 教

宗務総長 吉 田 俊 誉

総務部長 川 田 聖 定

教化部長 高 梨 宥 興

教務部長 栗 山 明 憲

財務部長 杉 本 亮 一

宗務総合庁舎建設委員会

事務局長 服 部 賢 昌

事務局次長 鈴 木 道 雄

東京都文京区大塚五十四〇一八
〒112 〇三(九四五) 〇六三九

真言宗智山派

大本山 川崎大師平間寺

貫 首 高 橋 隆 天

院 代 茂 木 隆 応

總 務 馬 本 克 美

執 綱 原 隆 愿

執 事 野 澤 隆 幸

常 務 小 林 俊 一

川崎市川崎区大師町四一四八
〒210 〇四四(二六六)三四二〇

大雄山最乗寺

山 主 余 語 翠 崖

紀 綱 阿 部 顕 瑞

副 寺 豊 島 健 生

知 客 岩 田 俊 邦

神奈川県南足柄市大雄町一二五七
〒250-01 〇四六五(七四)三二二一

和宗総本山四天王寺

管 長 奥 田 慈 應

大阪市天王寺区四天王寺
〒543 〇六(七七二) 〇〇六六

真言宗中山寺派

大本山 中 山 寺

兵庫県宝塚市中山寺
〒665 〇七七(八六)六五一七
(八四)五六二二

信貴山真言宗

総本山信貴山朝護孫子寺

管 長 野 澤 密 巖

前管長 鈴 木 鳳 永

宗務長 田 中 真 瑞

奈良県生駒郡平群町信貴山
〒636 〇七四五(七二)三二七七

年 新 賀 謹

念法真教団
総本山金剛寺

燈 主 小倉 靈現

〒538 大阪市鶴見区緑三十四-二二
〇六(九二)二一〇一

兵庫県仏教会

会 長 小西 日静
副会長 大谷 昭世
同 井上 紀生
事務局 長 円成 淳龍
同 務 小西 徹龍

〒652 神戸市兵庫区松本通三十一-四〇
法華寺内
〇七八(五二)一六六八

東京都仏教連合会

会 長 大谷 昌之
理事長 岩崎 宗秀
事務局 長 白川 謙敬

〒156 東京都世田谷区松原五十四-三三〇
正法寺内
〇三(三三二)〇二〇五

愛知県仏教会

会 長 宇佐美 諦練
副会長 瀬辺 淳信
同 江川 辰三
同 亀山 黙道

〒461 名古屋市東区東桜
二一六一-五一梅屋寺内
〇五二(九三二)八一二四

財団法人
埼玉県佛教会

会 長 山本 道隆
副会長 江連 俊則
同 河野 亮永
専務理事 酒井 文雄

〒336 浦和市高砂四一-三三一八
埼玉佛会館
〇四八八(六一)二一三八

京都佛教会

会 長 東伏見 慈治
常務理事 有馬 頼底
同 大島 亮準
同 清瀧 智弘

〒602 京都市上京区九太町通千本東入
ブラザービル二階
〇七五(八〇)二五三七
FAX 〇七五(八〇)二五三八

新潟県仏教会

会 長 中村 啓識

〒940 長岡市上田町 徳聖寺内
〇二五八(三三)二五八六

沖縄県仏教会

会 長 藤井 深忍
副会長 片岡 禅教
会 計 遠藤 修雄
書 記 仲尾次 俊賢

〒902 沖縄県那覇市安里三八
徳徳寺内
〇九八八(六七)五八九四

年 新 賀 謹

財団法人
仏教伝道協会

発願者 沼田 惠範

会長 沼田 智秀

理事長 葉上 照澄

理事 中村 元

同 雲藤 義道

同 松原 泰道

同 有馬 清雄

監事 芝田 徹男

同 三原 信一

東京都港区芝四一三一―一四
〒108 ○三(四五五)五八五一

西新井 大師

總持 寺

東京都足立区西新井 一―一五―一
〒123 ○三(八九〇)二三四五

財団法人
国際仏教興隆協会

名誉総裁 阿部野 竜正

理事長 巖谷 勝業

印 度 山 葉上 照澄
日本寺竺主

役員 一同

東京都目黒区中目黒五―二四―一
五三 祐天寺内
〒153 ○三(七一)七六〇八

社団法人

全日本仏教婦人連盟

理事長 山本 杉

事務局 一同

事務局
東京都豊島区北大塚二―一―一
大塚プラザビル7F
〒170 ○三(九一〇)一二八九

財団法人
世界平和同願会

理事長 山崎 良順

長野県諏訪市霧ヶ峰強清水
一三三三三八―二七
〒382 ○二六六五(二)四四五五

財団法人
日本佛教鑽仰会

理事長 中山 静麿

東京都港区赤坂二―八―一五―一
四〇三
〒107 ○三(五八四)九三二〇

真理 舎

主 管 友松 諦道

東京都千代田区外神田三―四―一〇
神田寺内
八六八三
〒101 ○三(二五)八八四二

妙見 宗

管 長 野間 秀昭

大阪府豊能郡能勢町野間中七―一―八
〒563-01 ○七七二(三七)〇〇二八

年 新 賀 謹

真言宗豊山派
総本山長谷寺

化主 勝又俊教

事務長 門屋大寿

法務執事 寺沢栄章

教務執事 佐藤智仙

財務執事 高梨堅堂

総務執事 蓮俊孝

東京出張 吉野孟彦

奈良県桜井市初瀬七三二一
〒633-01 〇七四四四(七)七〇〇一

曹洞宗大本山永平寺

貫首 丹羽廉芳

外役寮 一同

福井県吉田郡永平寺町志比
〒910-12 〇七七六(六三三)
三二〇二・三

淨土宗総本山
知恩院

門主 藤井實應
執事 長寺本哲榮
役職員 一同

京都市東山区林下町四〇〇
〒605 〇七五(五三二)二二一一

大本山 高尾山薬王院

貫首 山本秀順

東京都八王子市高尾町二二七七
〒193 〇四二(六六一)一一一五

大本山 護國寺

貫首 小林良弘

東京都文京区大塚五一四〇一一
〒112 〇〇三(八四一)〇七六四
〇七六五

日蓮宗総本山
身延山久遠寺

法主 岩間日勇
総務 望月一靖

山梨県身延町身延三五六七
〒409-25 〇五五六六(二)一〇一一

日光山輪王寺

門跡 柴田昌源
執事 長石塚慈恍

栃木県日光市内二二〇〇
〒321-14 〇二八八(五四)〇五三二

築地本願寺

輪番 日谷周暎

東京都中央区築地三十五一一
〒104 〇〇三(五四一)一一三一

真言宗須磨寺派

管長 小池義人

神戸切須磨区須磨寺町四六八
〒654 〇七八(七三二)〇四一六

新義真言宗

管長 関尚道

東京都文京区湯島四一六一一二
湯島ハイタウンB一―二一
〒113 〇〇三(八一四)三四六四

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕先ごろの税務調査で次のような指導がありました。納得できません。どのように考えるべきでしょうか。

副住職は昨年大正大学から研究費の援助を受けて、仏教学を修める為に米国のある大学で一年間勉強してきました。旅費・滞在費等の半分ほどは寺の経費でまかいました。これについて副住職という業務と無関係であるという二つの理由で寺から出すべきではないというものです。御教示下さるようお願いいたします。

（東京都H寺住職）

〔回答〕仏教学といえは欧米とは無縁だという考え方がその税務署の職員に

あつたかも知れません。しかし、日本の仏教学は英米から学んだという歴史的事実や、今でも英国・米国には日本人が学ばなければならぬ成果が沢山あるということは周知の事実です。

一方、副住職が米国で学ばれたものが何人であるか具体的にはわかりませんが、それが何人であれ、大正大学がこれを補助するような内容のものであり、かつ仏教学の範疇に属するものであれば、副住職の職務と無関係などということはありません。むしろ全国の教師たちが、事情の許す限りこいうつ勉強をし、その成果を布教活動に

副住職の海外留学

生かすことこそ、今後の仏教界に課せられた重要な課題といえるでしょう。また経済的な利益が個人に帰属するかどうかの判断は、住職と副住職が親族関係であるといったその一事から決められるわけではありません。規模の小さいお寺では、そういった要素が判断の対象の中に入ることも否めませんが、かといってその余の事情を全く考えないということではありません。

と、ここでお尋ねの件に関連した法規を拾い出しますと次のようになります。所得税法九条一九号は、学資に充てるために給付される金品（給与その他対価の性質を有するものを除く）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品は所得税を課さない旨規定しています。米国留学費用が「学資に充てるために給付される金品」に該当することはまちがいがありません。但し、留学中に観光旅行したり遊びに廻わたりしたものはこれに該当しないことは云うまでもありません。税務署の方は前記の後段の方を考へて扶養義務者である住職が給料のなから副住職に送ったものというように解釈されたのかもわかりません。し

か、右の費用はもともと法人の必要にもとづいて（宗教法人はその教義を広め衆生を教化育成することを目的とし、仏教学を修めることはこの目的に資することは明らかです）副住職に知識を修得させるために支出されたものでありますから、住職の給与として支給されたものが副住職を扶養する目的で副住職に流されたものではない得ません。所得税取扱通達の所得税法九条関係、九一七は、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基き、役員または使用人に当該役員または使用人としての職務に

直接必要な技術もしくは知識を習得させ、また免許もしくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用または大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくてさしつかえないと規定されています。即ち使用者であるお寺に使われている副住職がその業務遂行上の必要に基いてその知識を修得させる為の大学における聴講費用に充てるもので適正なものには課税しないというわけです。

右のような次第ですので、それぞれの条文を示して税務署の方と良く話し合われるとよいと思います。

〔註〕右のお寺ではその後交渉の結果、課税されないことになりました。緊急特報

お葬儀・法事等について席賃業として課税されるという問題は、全仏加盟教団においてはほとんど課税されないことになりました。具体的には全仏三月号に掲載します。

全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

真宗大谷派における「同和」運動は、すでに一九二一（大正十）年、武内了温師による社会課創設とともに始まったと言える。

後の「同和」問題理解は、「差別して居りながら差別せずとして居るものが、真に差別して居る事に気がついて、愈々あやまれる自己を見てこれを除かむとする一歩を踏み出すに於て、始めてこの問題の前途に曙光を見ることが出来る」というように、一口に言えば、

同和推進のために

真宗大谷派における「同和」運動Ⅱ

真宗大谷派同和推進本部委員 泉 惠 機

「差別者としての自己の自覚」をその中核とするものであった。

彼のこの受けとめが、全国水平社創立前から戦後までの彼の運動を一貫して支えたものであったことは、今日においてすら部落差別の「部落責任論」や「責任割カン論」の席捲していることを思えば、驚くべきほどの明晰な問題の理解であった。

今日の大谷派の「同和」運動は、この武内師の問題の受け止めを基底にお

いて展開されている。ただし、師の思想は、一口に謂る「天皇制」を超え得ぬものであった。そのことを、現代の運動の中で、いかに克服していくかが、大谷派「同和」運動の質にかかわる課題である。

しかしながら、武内了温師の運動は、師自ら「私の独走であった」と嘆かざるを得なかったように、朝野温知師、橘了法師等の一握りの人たちの運動であった。

推進本部」に発展させて今日に至っている。

今日の派内「同和」運動は、「信心を得れば、同和問題は解決する」という考え方を克服するところに課題の中心をすえている。

この考えそのものは誤りではないが、「真宗の信心」を何百年言い続けながら部落差別が見えなかったこと、さらに、信心と言ってきたものが逆に、部

課題があるということである。

具体的には、まず同和推進本部主催の三研修を行っている。(1)同和研究集会、(2)同和推進要員研修会、(3)同和共学研修会である。

(3)は、全国のご門徒と住職、女性と男性が、差別をうけてきた者と差別をうけない側に生きてきた者が、「共に学ぶ」形で、年二回二泊三日、本山において開かれる。(2)は、任期二年、対象を十名に固定し、三泊四日の学習を二年間で八回つみ重ねる方法で、ご門徒、女性も加っている。現在まで七十名以上の者がこの研修会を終了した。(1)は、推進要員であった者を中心に、対象十名、さらに二年間四回の学習をつみ重ねる研修会である。

これらの研修を終えた人たちが、各地方で、「同和」問題を寺の場で、あるいは在俗の立場で動きはじめている。その他に、「糾弾」の声を聞く中から、

教団の組織、制度等のもつ差別性の点検を行い、また情報紙、研究誌の発行、全国三十教区における運動等を展開しているが、本部としては、前述の三研修を基軸としている。

地対協の「報告」や「意見具申」等の逆行状況の中で、今最も、「同和」運動にかかわる「主体」のありようとそとの動機が問われるかたちで、大谷派の「同和」運動がためられていると思う。

真宗大谷派が、内実としては様々な問題をかかえつつも「同和」問題を教団の中心課題であると表明し、それに応ずる組織・施策をもち始めたのは、一九六七（昭和四十二）年に惹起した「難波別院輪番差別事件」を機に、部落解放同盟から、前後八回にわたる「糾弾」をうけたことよってである。この糾弾の経過のなかで、一九七一年（昭和四十六）年に「同和部」が新設され、一九七七年には、それを「同和

落差別をはじめ様々な社会の矛盾を見えなくさせる機能を果たしてきたこと、その結果、世のかなしみの声が聞こえず独りよがりの個人的救済に陥りてきた歩みをもつからである。つまり、「真宗の信心」と言ってきたものの内実を問うていかねば、「信心さえ得れば」という発想自体が差別を温存したり、助長したりすることに、ということ明らかにすると、真宗の場での「同和」運動の第一

タイ国王生誕60年 お祭りへ参加ツアー

全仏30周年の記念行事に

本年五月七日から約一週間にわたり、バンコクにおいて、タイ国王生誕60年を祝する行事が開催されます。本会にもこの祝賀行事への公式招待状が届いておりますが、本年が全仏財団創立三十周年に当たるということで、その記念行事の一環として、お祭りへの参加ツアーを企画し、参加者を募集することになりました。具体的日程等は、全仏三月号に掲載いたしますので、奮って御参加下さい。

哀 悼

藤原 俊師（全仏評議員）
昨年十二月九日 六十五歳で遷化。
真宗大谷派参務

『全仏』二月号は休刊です、三月号では、WFB世界仏教徒大会、ルンビニー視察の特集をくみます。御期待下さい。

—(十二月)—

- 『事務局長録事』
- 三日 天台宗務総長本葬
 - 五日 局内会議
 - 日華仏教交流大会
 - ルンビニー打合せ

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電話 代表 (841) 4965

- 七日 成田山本葬
- 八日 都仏成道会
- 世界人権宣言中央集会
- 金子大使と会合
- 九日、十日 同和研修会
- 十日 朝枝師本葬
- アティストクラブ成道会
- 十一日 法律相談
- 十五日 ルンビニー総務部会
- 十六日 常務理事会
- 宗教と税制に関する国会議員との懇談会
- 十七日 日宗連理事会
- 十八日 文化財保護の要望書提出
- 二十五日 新潟宗教法人セミナー打合せ
- 二十六日 法律相談
- ネパール国王誕生パーティー



山一の「サンライン」は、ご家庭のパソコンでリアルタイムの証券情報を見ながらその場で売買注文もできる画期的なサービスシステムです。

- リアルタイム株価などの証券情報が得られます。
- 株価チャートをご覧いただけます。
- ご家庭で株式の売買注文ができます。

ご利用時間 朝 7:00 ~ 翌朝 1:00
(日曜・祝祭日および第2・3土曜日はご利用になれません)

※平日8:00~18:00 ※土曜(第2・3を除く)8:00~14:00

「サンライン」専用お問合わせ電話(通話料全無料)
☎(局番なし)0120-001234

お近くの山一證券でもお問合わせ・お申込みを承ります。お気軽にご相談ください。

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン

SUN-LINE

山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の1
☎(03)276-3181(代表)

昭和六十二年一月一日発行
一月号 第三二五号

発行人 野口善雄

発行所

財団法人

全日本仏教会

〒一〇五

東京都港区芝公園四一七
電話〇三(四三七)九二七五



画面見本はサンラインモニターのものです。

株式情報生中継。
わが家で証券取引!